

平成 21年 4月 1日

大阪府交通安全協会

次世代育成支援行動計画	
目 的	職員が仕事と子育てを両立させることができるように、支援意識の醸成や必要な雇用環境の整備等次世代育成支援対策を行うことにより、職員が働きやすい環境をつくる。
計画期間	自 平成21年 4月 1日 至 平成26年 3月31日 5 年 間
内 容	目 標 1『次世代育成支援行動計画』趣旨の周知徹底を図る。
	《対 策》 ・ 平成21年度初頭(4月)の所属長会議において、『次世代育成支援行動計画』趣旨説明を行い全職員に周知徹底を図る。 ・ 各目標を達成するために、所属長の意識改革を図るとともに子育てを行う職員に対する支援意識の醸成を図る。
	目 標 2 育児休業、育児短時間勤務を取得しやすい勤務環境の整備
	《対 策》 ～育児休業及び部分休業制度等の周知～ ・ 妊娠した職員に対しては、個別に育児休業等の制度、手続について説明を行う。 ・ 資料の作成配布等により育児休業の取得や経済的な支援についての情報提供を行う。 ～育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成～ ・ 育児休業取得の申し出があつた場合には、その所属における業務分担の見直しを行うなど取得しやすい雰囲気を醸成する。 ～育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援～ ・ 育児休業中の職員に対して資料等の送付を行い、復職した職員には休業中の業務の動きについて直属の上司等による説明を行う。
	目 標 3「子の看護休暇」の周知と取得促進
	《対 策》 ・ 平成17年4月から導入した「子の看護休暇」は、短期的には育児を行う職員のニーズにあう制度であるので、所属長会議等で提唱し、該当職員の取得促進の徹底を図る。
	目 標 4 所定外労働時間を一人あたり年間50時間未満にする。
	《対 策》 ～所定外勤務の縮減～ ・ 所定外労働時間の多い職場について、勤務時間の割り振り、早出・遅出勤務の導入等を検討し所定外労働時間の削減を図る。 ～事務の合理化、効率化の推進～ ・ 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、あわせて既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。 ～休暇取得の促進～ ・ 年間の年次休暇取得目標日数を設定したり、子供の予防接種実施日や入学式、授業参観等の学校行事の際の年次休暇の取得を図る。